

高校生交換留学促進事業補助金交付要綱

(平成6年6月1日教育長決定)
(平成11年3月31日一部改正)
(平成16年3月26日一部改正)
(平成17年3月15日一部改正)
(平成18年3月16日一部改正)
(平成21年3月12日一部改正)
(平成22年3月18日一部改正)
(平成23年3月17日一部改正)
(平成30年3月29日一部改正)

1 総則

高校生交換留学促進事業補助金の交付については、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

2 目的

高校生交換留学促進事業（以下「交換留学促進事業」という。）に参加する生徒（以下「参加生徒」という。）の保護者に対し、その活動を奨励するため、予算の範囲内で補助金を交付する。

3 補助対象者

補助金の交付の対象者は、参加生徒の保護者とする。

4 補助対象経費

交換留学促進事業に参加するために必要な経費のうち、参加生徒の新千歳空港と留学先の最寄り空港との間の往復交通費とする。

5 補助率等

定額。

6 その他

- (1) 補助金は補助金の額の確定後において交付するものであるが、必要がある場合は概算払いをすることができる。
- (2) 実績報告書には研修報告書を添付すること。
- (3) この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成6年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。